

四日市市告示第528号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、下記の手数料の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和4年9月22日

四日市市長 森 智広

1 指定納付受託の指定を受けた者

名称、所在地	
株式会社三十三カード	三重県四日市市幸町2番4号
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMB C豊洲ビル

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

戸籍手数料

住民登録手数料

印鑑証明等手数料

納税証明等手数料

3 指定期間

令和4年11月1日から令和5年3月31日まで

(財政経営部財政課)

財 政 第 5 8 号 -1  
令和 4 年 9 月 22 日

株式会社三十三カード  
代表取締役 一色 孝三 様

四日市市長 森 智広

指定納付受託者指定決定通知書

地方自治法施行規則第 1 2 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づく申し出について、  
下記のとおり決定しましたので、同条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1. 納付する歳入の種類

戸籍手数料  
住民登録手数料  
印鑑証明等手数料  
納税証明等手数料

2. 指定期間

令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

事務担当：四日市市役所 財政経営部 財政課  
〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号  
TEL：059-354-8130 FAX：059-359-0275

財 政 第 5 8 号 -2  
令和 4 年 9 月 22 日

三井住友カード株式会社  
代表取締役社長 大西 幸彦 様

四日市市長 森 智広

指定納付受託者指定決定通知書

地方自治法施行規則第 1 2 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づく申し出について、  
下記のとおり決定しましたので、同条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1. 納付する歳入の種類

戸籍手数料  
住民登録手数料  
印鑑証明等手数料  
納税証明等手数料

2. 指定期間

令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

事務担当：四日市市役所 財政経営部 財政課 〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号 TEL：059-354-8130 FAX：059-359-0275
---